

生総第192号  
平成27年3月2日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

ストーカー相談専用電話の設置及び運用要領の制定について（通達）

ストーカー相談専用電話については、これまで「ストーカー相談専用電話の設置及び運用要領」（平成12年12月25日付け生総第508号。以下「旧通達」という。）により、運用してきたところ「岐阜県警察人身安全関連事案対策室等の設置及び運用に関する要綱」（平成26年3月12日付け生総第168号ほか）に定める、岐阜県警察人身安全関連事案対策室を設置したことに伴い、新たに別添「ストーカー相談専用電話の設置及び運用要領」を制定したので、効果的な運用に努められたい。

なお、本通達の旧通達は平成27年3月2日をもって廃止する。

## 別添

### ストーカー相談専用電話の設置及び運用要領

#### 1 目的

この要領は、「岐阜県警察人身安全関連事案対策室等の設置及び運用に関する要綱」（平成26年3月12日付け生総第168号ほか。以下「要綱」という。）に基づき、ストーカー行為等に係る相談への適切な対応を図るため、岐阜県警察人身安全関連事案対策室（以下「対策室」という。）に設置するストーカー相談専用電話（以下「相談電話」という。）の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

#### 2 相談電話の設置

対策室は、生活安全総務課に相談電話を設置して、ストーカー相談業務を行うものとする。

なお、相談電話は「ストーカー相談110番」と呼称する。

（電話番号0120-794-310※携帯電話不可）

#### 3 相談電話の受理

##### (1) 受理担当者

相談電話の受理は、対策室が行うものとする。

##### (2) 受理時間

平日の午前9時から午後4時までの間とする。

なお、受理時間外及び閉庁日は、留守番電話により対応する。

#### 4 受理担当者の留意事項

(1) 相談の受理に当たっては、相談者の立場に立った真摯な対応を基本とすること。

(2) 受理担当者は、相談内容に応じた指導及び助言を行うほか、事案の処理に当たっては、原則として、相談者の住所地を管轄する警察署が担当する旨を告げ、相談者の理解を得ること。

(3) 受理した相談内容は、警察安全相談管理業務に相談情報を入力・登録する等により「警察安全相談取扱要綱」（平成25年9月20日付け広第472号）に定める「ストーカー相談110番受理及び処理票」（別記様式第1号）を作成し、要綱に定める対策室長（「生活安全部参事官」をいう。）に報告するとともに、必要に応じて、本部の関係部門並びに相談者の住所地及び関係箇所を管轄する警察署に対し、指導及び助言を行い、確実に引き継ぐこと。

#### 5 ストーカー相談受理索引

受理した相談内容の措置状況を適正に把握するため、「ストーカー相談受理索引」（別記様式）に記載すること。

#### 6 備付け簿冊及び保存期間

生活安全総務課に「ストーカー相談受理簿」を備え付け、ストーカー相談受理索引によりストーカー相談110番受理及び処理票を管理すること。

附 則（平成27年3月2日付け生総第192号）

この要領は、平成27年3月2日から運用する。

【別記様式省略】

